○国土交通省告示第八百九十二号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－686	発動発電機	ＴＬＧ－10ＬＳＫ	デンヨー㈱
3－687	発動発電機	ＤＬＷ－300ＬＳＷ２	デンヨー㈱
3－688	杭打ち用ウォータージェット	ＡＴ－330ＥＳ・Ⅴ Ⅲ	㈱キナン
3－689	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000ＨＧ	三和機工㈱
3－690	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2500ＨⅢ	三和機工㈱
3－691	発動発電機（溶接機併用）	ＨＤＷ310Ｍ－Ⅰ	㈱やまびこ
3－692	発動発電機（溶接機併用）	ＤＧＷ400ＭＰ－ＧＳ	㈱やまびこ
3－693	空気圧縮機	ＰＤＳＦ1000ＤＰ－４Ｃ５	北越工業㈱
3－694	空気圧縮機	ＰＤＳＦ1000ＤＰＣ－４Ｃ５	北越工業㈱
3－695	空気圧縮機	ＰＤＳＧ1400ＬＤＰ－５Ｃ５	北越工業㈱
3－696	空気圧縮機	ＰＤＳＧ1400ＬＶＲ－５Ｃ５	北越工業㈱

○国土交通省告示第八百九十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び同条第二項において準用する第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
三　関東運輸局長	（略）	（略）
	「鹿行交通圏」	平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

改正前

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」、「釧路交通圏」、「帯広交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
三　関東運輸局長	（略）	（略）
	「鹿行交通圏」	平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで